

罹災（被災）証明願

鋸南町長 あて

令和 ○年▲▲月■日

申請者	(フリガナ) 氏名	○ ○ ○○		
	住所 TEL	299-XXXX 鋸南町○○○▲▲ TEL ○○○○ (▲▲) XXXX		
罹災(被災)者	(フリガナ) 氏名	☑申請者と同じ		
	住所 TEL	☑申請者と同じ TEL ()		
世帯主情報	※罹災証明書の申請には、世帯主情報が必要であり、罹災証明書に記載されます。			
	(フリガナ) 氏名	☑罹災(被災)者と同じ		
	住所 TEL	☑罹災(被災)者と同じ TEL ()		
罹災(被災)年 月 日	令和 ○年▲▲月●●日	原因	☑風水害 □地震 □その他	
罹災(被災)場所	所在地：鋸南町 ○○○▲▲			
申請内容	<罹災証明書 申請> ☑木造 □非木造 □住家兼非住家（店舗兼住宅等） ※住家：現実に居住のために使用している建物			
	<被災証明書 申請> □非住家 □住家以外の不動産・動産（塀、物置、家具等） □人的被害 □車両（ナンバー： ） ※住家以外の不動産及び動産については被災証明書の発行になります。			
被害内容	瓦のずれ、雨漏り、窓の破損			
証明書使用目的	☑保険請求 □会社提出 □被災者支援制度 □その他（ ）		証明書 必要枚数	1 通

□ 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない」（損害割合10%未満）という結果に同意します。

※自己判定方式は、写真等を基に審査を行い、証明書を短期間で交付する方法です。

審査を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、被害程度の例は裏面を参照。

被害の程度が軽微で自己判定方式を希望する場合はこちらにチェックを入れてください。
お願い致します（裏面も参照してください）

委任状が必要な方以外が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。

委任状

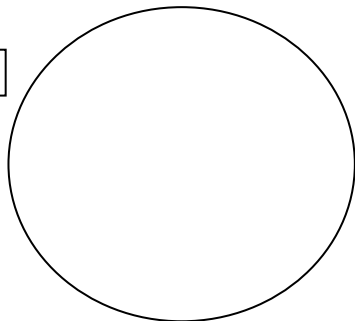
申請者を罹災者（被災者）の代理人と認め、申請及び証明書受領に関する権限を委任いたします。

年 月 日

委任者（罹災者等） 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

町使用欄



番号	受付者	発行者	現場調査員
確認用 ☐証明願 ☐申請者本人確認 ☐被害写真等 発行内容 ☐罹災証明書 ☐被災証明書			

<罹災証明の確認事項について>

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明をするものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・住家以外の不動産・動産については、その他被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する被災証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。

- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。

- ・「罹災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請・記入事項について>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）および、被害場所の写真の複写が必要です。
- ・非住家の申請には、建物との所有関係がわかる書類（家屋の登記簿・固定資産評価証明等）の写しが必要です。

<被害程度の例>

全壊－住家の損壊が甚だしく、補修により再使用するものが困難なもの。住家すべてが倒壊、流出、焼失したもの。住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの。

大規模半壊－居住する住家が、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住するのが困難なもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの

中規模半壊－居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの

半壊－住家の損壊が甚だしいが、修繕すれば元通りに再利用できるもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上30%未満のもの

準半壊－住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの

住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの

一部損壊（準半壊に至らない）－住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根がすべて無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
- ・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、居室から上に30cm以上浸水した。